資料259-1-3-1

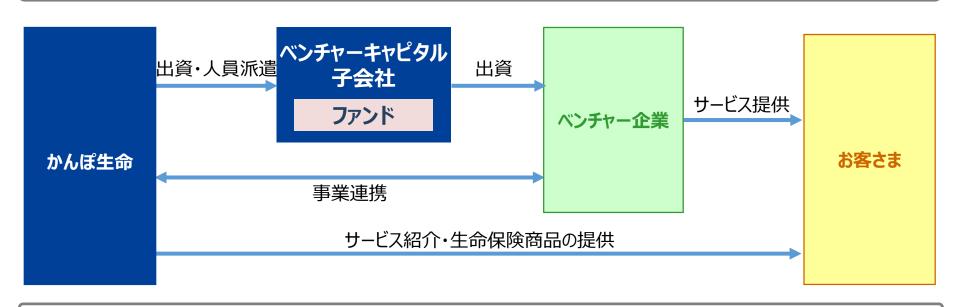
ご説明資料

令和 5 年 3 月 23 日 金 融 庁



認可申請の概要

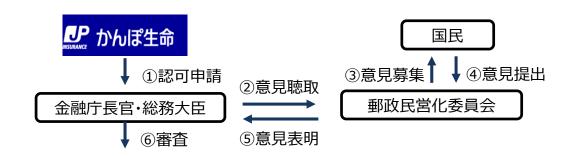
- かんぽ生命は、健康増進、介護、相続等の社会課題の解決等に資する新たなサービスの提供を 通じて、社会課題の解決を図るとともに、当社をより身近に感じていただくことにより顧客との更なる 信頼関係を構築し、本業の生命保険業との好循環の実現を目指している。
- ⇒ 今般、出資により他企業との事業連携を促進し新たなサービスを創出するため、ベンチャーキャピタル会社を子会社としようとするもの。



- 出資先は、当社と事業連携の可能性があり、成長が見込まれるベンチャー企業に限定。
- 出資後、郵便局におけるサービスの試行実施等を通じて十分な事業連携が図れると判断した社の 株式は子会社から当社に譲渡し継続保有、十分な事業連携が図れないと判断した場合は売却。

子会社保有に係る認可の流れ、審査基準

郵政民営化法第139条に基づく認可



審查基準(郵政民営化法第139条)

次に掲げる事情を考慮し、<u>郵便保険会社と他の生命保険会社との適正な競争関係</u>及び<u>利</u> 用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、認可をしなければならない

- ▶ 日本郵政株式会社が保有する郵便保険会社の議決権がその総株主の議決権に占める 割合その他他の生命保険会社との間の競争関係に影響を及ぼす事情
- ➤ 郵便保険会社の経営状況

認可の取得により、子会社の保有が可能

※ 保険業法上、子会社保有は金融庁長官への事後届出(保険業法第127条)

郵政民営化法 (抄)

(子会社保有の制限)

- 第139条 <u>郵便保険会社は、子会社対象会社を子会社</u>(保険業法第二条第十二項に規定する子会社をいう。以下この節において同じ。) <u>としようとするとき</u>(同法第百六条第一項第十六号に掲げる会社(同条第四項に規定する内閣府令で定める会社を除く。)にあっては、郵便保険会社又はその子会社が、合算してその基準議決権数(同法第百七条第一項に規定する基準議決権数をいう。次項及び第四項において同じ。)を超える議決権を取得し、又は保有しようとするとき)<u>は、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならな</u>い。
- 5 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項(第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。)、第二項後段又は前項の認可の申請があった場合において、次に掲げる事情を考慮し、郵便保険会社と他の生命保険会社との適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、当該認可をしなければならない。
 - 一 <u>日本郵政株式会社が保有する郵便保険会社の議決権がその総株主の議決権に占める割合その他他の生命</u> 保険会社
 - との間の競争関係に影響を及ぼす事情
 - 二 郵便保険会社の経営状況
- 6 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項、第二項後段又は第四項の認可の申請があったときは、民営化委員 会の意見を聴かなければならない。
- 9 <u>第一項</u>から第三項まで<u>の「子会社対象会社」とは、保険業法第百六条第一項</u>第三号から第七号まで、第九号から第十二号まで又は第十六号から第十八号まで<u>に掲げる会社</u>(従属業務(同条第二項第一号に規定する 従属業務をいう。)を専ら営む会社及び同条第四項に規定する内閣府令で定めるもの(内閣府令・総務省令で定めるものに限る。)を専ら営む会社を除く。)をいう。

保険業法(抄)

(定義)

第2条

12 この法律において<u>「子会社」とは、会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社をいう</u>。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは 二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社は、当該会社の子 会社とみなす。

(保険会社の子会社の範囲等)

- 第106条 保険会社は、次に掲げる会社(以下この条及び次条第一項において「子会社対象会社」という。) 以外の会社を子会社としてはならない。
 - 十二 次に掲げる業務を専ら営む会社
 - 口 金融関連業務
- 2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 二 <u>金融関連業務</u> 保険業、銀行業、有価証券関連業又は信託業<u>に付随し、又は関連する業務として内閣府</u> <u>令で定めるもの</u>

(届出事項)

- 第127条 <u>保険会社は、次の各号のいずれかに該当するときは</u>、内閣府令で定めるところにより、<u>その旨を内</u> 閣総理大臣に届け出なければならない。
 - 八 <u>その他内閣府令</u>(金融破綻処理制度及び金融危機管理に係るものについては、内閣府令・財務省令)<u>で</u> 定める場合に該当するとき。

保険業法施行規則(抄)

(保険会社の子会社の範囲等)

第56条の2

- 2 法第百六条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。
 - 二十四 次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務
 - イ 当該会社に対し資金の貸付けを行うこと。
 - ロ 当該会社の発行する社債(法第九十八条第六項第一号に掲げる短期社債を除く。)を取得すること。
 - ハ 当該会社の発行する新株予約権を取得すること。
 - 二 株式に係る配当を受け取ること又は株式に係る売却益を得ることを目的として当該会社の発行する株 式を取得すること。
 - ホ イから二までに掲げるいずれかの行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項(組合契約)に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項(投資事業有限責任組合契約を締結すること。

(届出事項等)

- 第85条 法第百二十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
 - 六 <u>その子会社</u>(新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社の子会社を除く。)<u>が</u>名称若しくは<u>主な業務の</u> <u>内容</u>若しくは本店の位置<u>の変更</u>(変更前の位置に復することが明らかな場合を除く。)、合併、解散又は 業務の全部の廃止を行った場合(法第百二十七条第一項第三号又は次号に該当する場合を除く。)